

第六十三回 参議院建設委員会會議録第二号

昭和四十五年二月二十六日(木曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

二月十四日

山内 一郎君

補欠選任
斎藤 昇君

出席者は左のとおり。

委員長
大和 与一君

理事
上田 稔君
大森 久司君
奥村 悦造君
松本 英一君

委員

小山邦太郎君
斎藤 昇君
高橋文五郎君
塚田十一郎君
中津井 真君
林田悠紀夫君
柳田桃太郎君
米田 正文君
沢田 政治君
田中 一君
二宮 文造君
高山 恒雄君
春日 正一君

政府委員

建設大臣官房長 志村 清一君
建設省計画局長 川島 博君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省河川局長 坂野 重信君
建設省道路局長 義輪健二郎君

建設省住宅局長 大津留 温君
事務局側
常任委員会専門 員 中島 博君

本日の會議に付した案件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○派遣委員の報告

○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として斎藤昇君が選任されました。

○委員長(大和与一君) 理事の辞任についておはかりいたします。
沢田政治君から、都合により理事を辞任したい旨の申し入れがありました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。
理事の欠員は、先ほど御報告をいたしました委員の異動、及びただいまの辞任に伴う二名でございます。
理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大和与一君) 御異議ないと認め、それでは理事に上田稔君及び松本英一君を指名

いたします。(拍手)

○委員長(大和与一君) 次に、派遣委員の報告に關する件を議題といたします。
まず、先般当委員会が行ないました建設事業並びに建設諸計画に關する実情調査のための委員派遣について、その調査報告を各班の派遣委員からそれぞれ承ることにいたします。

初めに第一班、福岡県及び熊本県における建設事業の実情調査を御報告願います。

○沢田政治君 委員の派遣報告をいたします。
第一班は、大和委員長、小山委員、二宮委員と私沢田が参加いたしました。福岡・熊本両県下の建設事業の実情を調査してまいりました。以下簡単にその概略を御報告いたします。

まず、福岡県地区であります。日本道路公団が管理、営業している関門国道トンネルは、一日平均一万七千台と計画量をはるかに上回る交通量となっており、許容交通量の限界とされております。二万四千台に接近しております。そこで現在、日本道路公団の手で、関門自動車道建設工事として、総事業費二百八十五億円、昭和四十八年供用開始を目標に、関門架橋工事が進められております。目下、橋台及び塔の基礎工事が行なわれております。関門国道トンネルの管理については、海底トンネルの特殊性にかんがみ、大事故の絶無を期し、特に交通管理隊を編成し、危険車の誘導に当たるなど細心の注意を払い、好成績をあげて

いるとのことでありました。
次に北九州地区では、国道三号線の交通渋滞を緩和すべく、日本道路公団により、営業中の北九州道路に続いて、小倉地区から八幡地区に至る延長十五キロメートルにわたる北九州道路第三期工事が昭和四十八年完成を目標に進められております。また、九州地建により、遠賀地区から博多地

区にわたる延長五十キロメートル、総事業費二百十五億円の北九州バイパス計画が五地区に分けて順次実施に移されておりました。ただ暫定二車線区間が多いことは、現在の交通量の伸びから見ても、再検討を要するのではないかと思います。四車区間の増大が望まれます。なお、北九州市当局から、若松地区北海岸埋立地に進出する企業用の工業用水を確保するため、遠賀川河口堰の建設を促進してほしい旨、強い要望がありました。また、福岡県から、北九州、福岡両市の都市高速道路の推進、産炭地域の道路整備の促進等について要望がありました。

次に、松本委員の御配慮により、建設業界が当面する諸問題について、福岡県建設業協会の皆さんと意見を交換する機会を得ることができました。その際、次の諸点について要望がありました。

(一) 四十五年度の暫定予算をできるだけ短期間にして、本予算の執行を早やめていただきたい。発注がくれい工事が年度末に集中することがないよう十分な配慮をお願いしたい。(二) 労務問題については、技能工の不足が著しく、九州ブロックで三万人、福岡県下で一万人の不足が見込まれ、その確保に苦慮している。かかる状況下で労賃の値上がりが激しく積算単価を二割もオーバーしている現状であるので、積算単価の大幅引き上げと積算に際し労務管理費を別ワックで加えることを要望する。(三) 資材関係では、政府の対策にもかかわらず、最近の鋼材の値上がりは激しく、建設業の経営を圧迫している。早急に流通機構の整備等具体的な価格安定策を講ずるとともに積算を発注時の市場価格で行なっていたきたい。(四) 九州における公共工事量について、行政投資の対全国比が年々減少の傾向にある実情にかんがみ、公共事業の大幅な先行投資による振興策を講じていた

きたい。(四)九州における最も大規模な公共事業である九州縦貫自動車道の建設工事については、ぜひ地元業者が参加できるように、大手業者と地元業者のジョイントベンチャーによる入札参加を認めてほしい。また、地元中小業者が消化し得るような工区に分けて発注していただきたい。さらに、下請業者の選定にあたっては、地元建設業協会の推薦による方法をとっていただきたい。以上の諸点については、政府において十分検討し、善処されることを期待いたします。

次に、九州縦貫自動車道について述べます。昭和四十三年四月に施行命令が出ました第一次整備区間、福岡―熊本の延長百三キロメートルについて、現在用地買収及び一部の建設工事が進められておりましたが、福岡県下では、筑紫野町の一部を残し、中心測量を完了し、現在用地取得について地元と協議を行なっていることとありました。熊本県下は、県立局の積極的な協力により、ほとんどの用地の買収が終わり、植木―熊本間十三キロメートルについて大規模な土工が実施されておりました。この地区は黒ボク、赤ボクと呼ばれる阿蘇の火山灰土からできているため、公団側では特に、試験盛土工区を設けるなどして、技術的難関を克服しながら四十六年完成を目標に着々と工事を進めておりました。開通後は一日七千台の交通量が予測されており一日も早い完成が期待されます。

次に、天草地方の道路事情について述べます。開発のおくられていた天草地方も天草五橋の開通によって県当局の産業振興策もようやく実り始めておりました。天草五橋は、完成当時の観光ブームも落ちつき、次第に産業道路としての役割りを果たすようになり、安定した交通量を確保しているとのこととありました。五橋に続く国道二百六十六号線はこの地方の幹線道路であります。現在本渡市まで舗装されておりましたが、本渡―牛深間が未整備であるため、地元ではなるべく早く舗装されることを強く望んでおりました。特に、天草上島と下島を結ぶ瀬戸橋は、国道では珍しい開閉

橋で交通量の増加や、通過船舶の増大に伴って閉による交通渋滞がはなはだしく、ネックとなっているので、高架橋にかけかえることを強く要望しております。また、主要地方道本渡―富岡線は本年四月に国道に昇格されますが、島原、雲仙につながる観光、経済の重要ルートでありますので、一日も早く整備されたいとのこととありました。

最後に、阿蘇の有料道路について述べます。現在阿蘇山では、道路公団の阿蘇登山道路、県営阿蘇山観光有料道路、阿蘇町営有料道路、一の宮町営仙酔峡有料道路の四つの有料道路が営業しております。このうち、県営道路は、公団道路から分枝して競合しているとの特別な地理的關係があり、昭和五十二年償還予定の公団道路が計画を上回り本年中に償還済みとなると県営道路の経営が成り立たなくなるといふ特殊事情にありまします。そのため、県当局としては、公道道路を県営に移管し、現在の県営道路と料金をプール制にできるよう早急に、道路整備特別措置法の改正をお願いしたいとのこととありました。また、一の宮町営道路は赤字路線となり町財政を圧迫しているの、その救済策についても別格の取りはかりをお願いしたいとのこととありました。

以上簡単であります。報告を終わります。

○委員長(大和与一君) 次に、第二班、奈良県及び大阪府における建設事業の実情調査を御報告願います。

○林田悠紀夫君 第二班は、二月六日、七日の両日、大森理事、山内理事、春日委員と私が、奈良県及び大阪府における建設事業、特に万博関係を主として調査してきましたので、その概要を御報告申し上げます。

なお、大阪府下における視察については、第三班と合流しましたので、当班の報告でその大要を述べることといたします。

まず、奈良県について申し上げます。

古都として奈良は、今回の万博に際しまして、

京都とともに第二会場の役割りをになうものであるといわれていますが、道路の整備等各般にわたる努力が払われてまいりました。しかし、埋蔵文化財や歴史的風土の保存と開発、住宅団地の急増に伴う地元財政負担、水不足等の問題が重圧となつていのであります。ことに奈良市の人口の増加は毎年一万二、三千人を数え、これは年率七、八%増でありまして、昨年七月には二十万人を突破するという実情になっております。

一、平城団地について申し上げます。

日本住宅公団の平城地区開発事業計画の概要は、奈良市の北西五・五キロの地点に、総面積約六百十ヘクタール、その内訳は、奈良市域三百五十ヘクタール、京都府精華町及び木津町域二百六十ヘクタール、住宅建設戸数一万八千八百戸、人口七万五千人を誘致しようとするもので、昭和三十九年度から事業に入り、昭和五十年年度完成までの総事業費は百十九億円であります。すでに、四十年から四十二年において、地区の約四三・八%に当たる用地の買収が終わっております。しかしながら、上水道計画として、奈良市営水道の供給を受ける予定が、水源の不足という問題に直面して、事業計画の認可がおくれているのでありましたが、ようやく二千戸分の手当てがついたことにより、着工の運びとなる予定であります。

奈良市の水不足につきましては、去る四十一年の夏に、市内西部住宅地域において、大規模な断水という苦しい経験がありました。市の水道は、昭和三十一年から着工された第三期拡張第二次事業で、木津川支流目川、白砂川より取水し、自然流下導水路をもつて須川ダムを経由し、毎秒〇・八六トン導水供給するもので、昨年十月完了したものであります。しかし、人口の増加に対処するため、上水道の基本計画全般に再検討を加える必要が生じ、四十八年を目標準年とする第三期第三次事業に四十三年度より着手しています。これが水源には、従来の木津川水利権、毎秒〇・五トンの取水が暫定的に認められている現状であります。さらに、平城ニュータウン四万三千

人を含む昭和五十年を目途とする次の拡張事業へ移行のためにも、この水利権の存続措置を市は強く要望しております。

次に、奈良バイパスは、国道二十四号線の奈良市内及びその周辺の交通混雑を緩和するためのものであり、京都府木津町から大和郡山市に至る延長十四・二キロ、幅員二十一・五メートル、四車線、この事業の全体計画は百二億円となっております。その路線位置については、埋蔵文化財の事前発掘調査の結果、平城宮が推定より東へ拡大していることが判明したため、当初の路線の変更が要請された結果、四十三年九月に現路線に変更され、工程の遅延が憂慮されていたものであります。事業計画としては、第一期工事として四車線のうち二車線を建設する段階施工であり、四十四年度は阪奈道路以北の概成を目標としておりまして、三条通り―大宮通り間三百メートルが三月中旬供用開始の予定であります。

三、阪奈道路について申し上げます。

本道路は、大阪、奈良間の最短ルートであり、昭和三十四年に全線開通以来、交通量の増加は著しく、現在四車線に拡張工事が進められております。延長十七・三キロ幅員十三メートル、総事業費約五十三億円で、工期は四十二年七月から四十五年三月であります。万博開催時まで完成し、大宮通りと直結し、交通の円滑化をはかる次第であります。このように、大阪、奈良間は阪奈、名阪、国道二十五号等が十数車線に増加しています。が、京都、奈良間は国道二十四号線の二車線のみで渋滞するという現状がすまやかに改善されなければなりません。

次に、本県の多年の懸案でありました近鉄の地下移設が完成し、目下街路拡幅工事が、万博開会までを目ざして進捗していることは活目すべきであります。すなわち、奈良市の中心部に近鉄大阪線が道路路上を占用して地上の奈良駅に入っていたのを、油阪、国鉄関西線以西から地下構造とし、地下二階の新奈良駅に達する工事を万博関連補完的事業として、四十七億円を投じ施行したのであ

ります。内環状線、大宮通り線の街路事業は、幅員を二十三ないし三十六メートルに拡張し、阪奈道路に連絡する工事を万博関連事業として、三十八億円で、四十二年度から施行されてきたのでありまして、奈良市の表玄関は面目を一新することとなります。

奈良県の要望として、一、新二十四号国道（仮称）の建設と奈良バイパスの早期完成。二、一般国道百六十五号の大和・高田バイパスの早期建設。三、名阪道路の四車線拡幅工事の早期完成。四、河川改修費の増額。五、大和川流域下水道事業の促進。六、公営住宅に中高層の配分。七、古都保存事業の補助。奈良市からは、（一）木津川水源の再取得、（二）人口増に対処する財政負担軽減について要望がありました。

第二に、日本万国博覧会会場並びに大阪府下における関連事業について申し上げます。開幕まであと一カ月余りとなった現地におきましては、会場の施設は総仕上げを急いでいるという状況でありました。参加国は日本を含めて七十七カ国にのぼる盛況となり、千里丘陵三百三十万平方メートルの敷地には、シンボルゾーンを中心に、百十七の展示館がほぼ完成しており、多種多様の斬新な形態と色彩で充滿しているありさまであります。建築技術の粋を競い、幾多の新工法や機械化の導入による省力化等のくふうの結果といえましよう。地域冷房、モノレール、動く歩道等の設備、コンピュータの活用等幾多の新機軸も見られるのであります。

会場内の一、二の施設をあげますと、日本庭園が政府出展として、会場の北側に造成されました。面積二十六ヘクタール、会場面積の一五％、東西に約千三百メートル、南北の最大約二百三十メートルという細長い形で、建設事業費は約二十一億円となっております。わが国の伝統と最新の造園技術の粋を集めて設計されたもので、流れを主題とする庭園を構成しております。修景施設として植栽した樹木だけでも約七万一千本を数え、超近代的な建造物が林立しているかたわらにあって、この庭園の存在は、緑と水のいこいの効果をあげるものと期待されるわけでありました。

また、シンボルゾーンの大屋根は、幅百八メートル、長さ二百九十二メートル、厚さ七・六メートル、総重量四千八百トンで、六本の柱にささえられ、地上三十メートルの高さに上げられておりますが、この引き上げ作業は当時話題となったものでありました。万博協会関係予算のうち、建設費は五百二十三億円でありました。

次に、万博関連事業について申し上げます。総事業費六千五百億円で、そのうち建設費関係は、四千十三億円となっております。道路関係は、主として申し上げますと、直轄入路線、補助十四路線、街路二十二路線、有料道路として日本道路公団三路線、阪神高速道路公団九路線が対象となっておりますが、他に河川、下水道、公園等の各事業が含まれております。会場へ直結する道路には、国道百七十一号線、道祖本振津線、大阪中央環状線、御堂筋線中国縦貫自動車道、近畿自動車道吹田天理線、名神高速道路、寝屋川バイパス、阪神高速道路大阪池田線、西宮線等があります。工事は大部分順調な進捗を見せておりまして、三月上旬に供用開始の見通しがついているとのことであります。鉄軌道として観客輸送の動脈となる北大阪急行鉄道、京阪神急行千里山線、地下鉄一号线等はいずれも整備完了に間近のものがあります。

入場者の予測については、当初三千万人との推定がその後の試算により、五千万人と改められました。休日の一日間の入場者六十万人とも推測され、会場へのアプローチ道路の交通容量、駐車場の収容限度等を勘案するとき、輸送対策は会場の内外において、警備体制とともに大きな課題であります。関係十三機関による観客輸送対策懇談会が昨年発足して、広域交通管制計画、鉄道及び道路輸送計画等が総合的に検討されているとのことであります。

視察しました路線のうち、異色あるものとして、築港深江線があります。十大放射線の一つで、この路線の存在は、緑と水のいこいの効果をあげるものと期待されるわけでありました。

また、シンボルゾーンの大屋根は、幅百八メートル、長さ二百九十二メートル、厚さ七・六メートル、総重量四千八百トンで、六本の柱にささえられ、地上三十メートルの高さに上げられておりますが、この引き上げ作業は当時話題となったものでありました。万博協会関係予算のうち、建設費は五百二十三億円でありました。

次に、万博関連事業について申し上げます。総事業費六千五百億円で、そのうち建設費関係は、四千十三億円となっております。道路関係は、主として申し上げますと、直轄入路線、補助十四路線、街路二十二路線、有料道路として日本道路公団三路線、阪神高速道路公団九路線が対象となっておりますが、他に河川、下水道、公園等の各事業が含まれております。会場へ直結する道路には、国道百七十一号線、道祖本振津線、大阪中央環状線、御堂筋線中国縦貫自動車道、近畿自動車道吹田天理線、名神高速道路、寝屋川バイパス、阪神高速道路大阪池田線、西宮線等があります。工事は大部分順調な進捗を見せておりまして、三月上旬に供用開始の見通しがついているとのことであります。鉄軌道として観客輸送の動脈となる北大阪急行鉄道、京阪神急行千里山線、地下鉄一号线等はいずれも整備完了に間近のものがあります。

入場者の予測については、当初三千万人との推定がその後の試算により、五千万人と改められました。休日の一日間の入場者六十万人とも推測され、会場へのアプローチ道路の交通容量、駐車場の収容限度等を勘案するとき、輸送対策は会場の内外において、警備体制とともに大きな課題であります。関係十三機関による観客輸送対策懇談会が昨年発足して、広域交通管制計画、鉄道及び道路輸送計画等が総合的に検討されているとのことであります。

ある築港深江線に該当するもので、大阪港から都心部を東西に貫く大幹線であります。国道四十三号、御堂筋線と交差し、船場地区、森の宮、深江を経て、中央環状線と交り、東大阪トラクタミナル、外環状線に至るものであります。

船場地区においては、幅員八十メートルの街路の中央部に、地下二階、地上二ないし四階の船場センタービル十棟を、大阪市開発公社が建設し、その屋上に高架街路六車線、阪神高速道路六車線を、ビルの両側に平面街路各四車線の合計二十車線を設けるほか、平面街路の下には地下鉄四号線が通ることになります。このビルは、店舗、事務所、荷さばき場、駐車場等の用途を持ち、都心部における卸売り商業地の再開発に役立てようとするものであります。なお、東大阪市域においては、築港深江線として大阪府と東大阪府が、都市改造事業の土地地区画整理によって用地を生み出し、四キロにわたって道路の整備を行なっております。万博開催時まで供用できる予定であります。

終わりに、次の諸点に十分な対策が講ぜられる必要があると思ひます。

(一)万博会場跡地の利用計画をすみやかに策定すること。

(二)万博開会中の道路管理には、道路情報センターの活用により、情報を適確に流すことや、故障車の処理の迅速化等万全の措置をとること。

かくて、万博が見事な成果をおさめることを期待したのであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（大和与一君） 次に、第三班、滋賀県、兵庫県及び大阪府における建設事業の実情調査を御報告願います。上田君。

○上田君 第三班について報告いたします。

第三班は奥村理事、高橋委員、田中委員と、私、上田の四名で去る二月五日から三日間にわたって滋賀県、兵庫県及び大阪府における建設事業の実情を調査してまいりました。

以下、地域ごとにもな視察事項について調査

の概要を御報告申し上げます。

まず滋賀県下の建設事業についてであります。滋賀県は阪神、中京の二大経済圏の中間という地理的条件と、名神高速道路の整備等で、近年、工業の進出が目ざましく、従来の農業県から、農工一体の産業県へと急速に変貌しつつあります。

滋賀県における最大の問題は琵琶湖の総合開発であります。県面積の六分の一を占め、県民生活と産業活動に密着している琵琶湖の存在は、滋賀県の地域開発と不可分であり、また近畿経済圏全域にとっても貴重な水資源の宝庫であります。建設省はすでに琵琶湖総合開発の予備調査を終えて、四十三年度より実施計画調査に入っておりますが、総合開発の基本的事項について滋賀県とのお相談点があり、協議を重ねている段階であります。すなわち建設省は、利水について最低水位をマイナス二メートルとし、十二億トンから十六億トンの利水容量で下流の需要にこたえようとするものであります。滋賀県は最低水位をマイナス一・五メートルが限度であるとしており、さらに開発事業は総額千九百億円で、湖岸治水、地域開発に力点を置くべきであるとしております。もとより大幅な湖水位の低下は、湖辺施設と住民生活に大きな影響をもたらすし、また、誘致される工場等の排水で琵琶湖の水質汚濁が進むことも予想されますので、利水と治水、さらに進んで自然保護を考慮した地域開発等、総合的の開発計画が樹立されることが必要と考えます。

こうした観点より滋賀県は、琵琶湖の総合開発は現行の水資源開発法では不十分であるとして、開発行政の一元化と、必要な行政制度の確立等の特別措置について立法化を強く要望しております。

琵琶湖問題に関連して野洲川の改修計画と瀬田川の新洗堰を見てまいりました。

野洲川は鈴鹿山脈に源を発し、琵琶湖に注ぐ一級河川で、豪雨時には濁流が狂奔するものの、平時はほとんど流水を見ない状態であります。改修計画は洪水疎通能力の増大と天井川の解消を目的

とあります。

としており、おもな事業は下流における北流と南流の中間に約四キロの新水路を開き、その中で、事業費百二億円をもって四十年より一部が実施されております。山地部の地質が風化の早い花崗岩質のため、至る所に荒廃した土砂はだを見せられておりましたが、この地域の治水事業は徹底した砂防事業、ダム事業が不可欠であると痛感いたしました。

唯一の琵琶湖流出河川瀬田川の新洗堰は、鉄製溢流式二段扉を設置しており、全開、全閉、ともに三十分で完了し、湖水位の変化に応じて自動的に一定量の放流を確保できるようにしております。琵琶湖水位の調節とともに淀川本川の洪水濁水を調節するもので、天ヶ瀬ダムとともに重要な役割を果たしており、これによって水害の防止と水資源の高度利用が可能となったのであります。なお瀬田川支流、大戸川、信楽川の上流では、本県唯一の直轄砂防施工区域として事業が進められておりました。

第二は都市計画事業についてであります。

大津市施行の都市改造事業として、大津駅前周辺約八・五ヘクタールについて区画整理が実施されておりました。国鉄大津駅の移転とあわせて、すでに都市計画決定されていた駅前広場及び計画街路の整備と宅地の高度利用をはかるもので、既存建物の取りはずしと三十メートル街路の整備が進められておりました。

公共施設は、都市計画街路湖岸大津線、馬場皇子丘線、大津梅林線の外、駅前広場七千八百八十平米、公園八百七十八平米で、公共減歩率は二七・七、事業総額は九億八千八百万円です。

また街路事業としての南湖横断橋の建設構想は、大津市中部地区と南湖東岸部と橋梁で直結するもので、国道一号の迂回不便を解消し、琵琶湖大橋とあわせて南湖地域の開発に寄与しようとするもので、架橋地点の実地調査が行なわれておりました。

第三は道路事業についてであります。

県下の道路事情は京阪神と中京、北陸を結ぶ国

道、地方道が、いずれも通過交通量の激増で、特に所において渋滞現象を生じさせておりましたが、特に狭路部に密集する大津市周辺の交通混雑の解消は当面の急務であると思われまします。西大津バイパスは国道一六一号のバイパス道路として京都山科附近から阪本までの十二キロを事業費百二十五億円で整備するものでありますが、当面は暫定二車線の建設で、四十四年度は三億円で用地買収に入りましたが、三井寺等文化財も多く難航しているとのことであります。

また、京滋バイパスは国道一号のバイパス道路として草津附近から京都外環に結ぶもので、四十五年度から事業に取りかかりますが、中央部分十三キロは事業費百七十八億円で日本道路公団が、また両側の十五キロは事業費二百二十億円で建設省が、それぞれ施行する予定であります。しかし、名神との接続地点まで有料道路を延長しようとする公団と、主要地方道瀬田宇治線までは建設省直轄で主張する滋賀県との間にまだ食い違いがありまします。建設省の調査によれば、この地域の必要道路幅員は十六車線とされており、現在の国道と名神を合わせても六車線で、なお十車線が不足しており、一日も早い事業の実施が熱望されておりました。

また昨秋国道に昇格となった三〇三号、三〇六号、三〇七号は、いずれも隣接府県との境界付近で交通困難箇所がある状態で、通過交通の分散をはかる上からも早急に整備をはかることが必要と思われまします。

次に、兵庫県下の建設事業について申し上げます。兵庫県は百二十五万都市神戸を中心に、阪神地区の一翼として、ますます発展を続けておりますが、大都市地域の過密化が種々の弊害を生み出しつつあり、特に神戸市等の都市改造とその周辺の道路整備は緊急な課題であると痛感されておりました。

まず神戸市におけるおもな事業について申し上げます。三宮の市街地改造事業は、戦後の木造低層住宅が密集していた駅前地区について、公共施

設と建築物を一体として再開発するもので、総事業費は百五十億円であります。現在は、地下二階地上十階の延べ面積五万六千平方メートルに店舗、駐車場を収容する第三地区の事業が実施中であります。第二地区は地下二階、地上十八階で、延べ面積五万二千平方メートルに店舗とホテルを、第一地区は地下一階地上十四階で延べ面積二万四千平方メートルに店舗と住宅をそれぞれ収容する計画であります。従前の居住者とは関係のないレジャー施設や、高級マンションの建設に終わらぬよう申し入れておきました。

宅地造成事業は六甲山麓地域において着々と進められておりました。鶴甲山、渦森山、高尾山を完了し高倉山の宅地が最盛期でありましたが、ここでは約百四十メートル切り下げで、四十九万平方メートルの宅地と六十七万平方メートルの公共用地を造成し、四千六百戸の住宅を建設する計画であります。高倉山で採取される土砂四千八百立方メートル、ベルト幅二メートル、延長三千二百二十九メートルのコンベヤーで一の谷を下り、神明国道、山陽本線を高架で越えて須磨海岸より船積みとなり二十キロ離れたポートアイランドの埋め立て地まで運ばれておりました。ポートアイランドとは神戸市、外貿埠頭公団及び運輸省第三港湾建設局の建設する四百二十三万平方メートルの一大人工島で、三十二バースの外貿埠頭と近代的な関連施設を整備して、神戸港の中心施設となるものであります。これらの事業はいずれも思い切った大規模プロジェクトでありま

すが、相互の関連で相対的に建設コストは軽減されておられ、今後こうした計画的開発方式の活用は、ますます期待されるところであります。

第二は、道路事業についてであります。

播磨工業地帯と京阪神を結ぶこの一帯は、日に三万台の通過交通で、国道二号はすでに限界の状態でありまします。バイパス道路としての神明道路、加古川バイパスは暫定二車線での供用開始を目前にして最後の整備が進められておりました。

神明道路は、日本道路公団の施行するもので、延長二十四キロ、四車線で総事業費百二十五億円

であります。四十五年度以降の二車線拡幅分は四十三億五千万円で、四十七年度末の完成を目途としております。

また加古川バイパスは、万国関連事業として建設省の直轄施行であり、延長十三キロ、四車線で総事業費六十五億円であります。四十五年度以降の二車線拡幅分は二十三億円で、神明道路にあわせて拡幅事業の実施が必要と思われまします。暫定二車線という変則道路ではありますが、これにより阪神高速道路、神明道路、加古川バイパスと直結することとなりますので、さらに以西の姫路バイパスの早期着工が強く望まれておりました。

なお、本州四国連絡架橋につきましましては神戸市垂水の日本道路公団調査事務所において、三ルート概要説明を受けたのであります。兵庫県及び神戸市からは、明石・鳴門ルートが最も経済効果の高いものとして最優先着工の陳情がございました。本年七月より本四連絡架橋公団の設置が本まじりとなっておりまします。経済的、技術的視点よりの着工順位の決定について最大の努力が必要であります。

最後に、大阪府下の建設事業についてであります。ここは第二班との合流調査で万博会場及び関連事業についてはすでに報告がございましたので、東大阪流通センター、新大阪繊維センターについてのみ簡単に触れることといたします。

東大阪流通センターは、都市計画決定に基づいて、流通業務団地を中心に貨物輸送と保管のための諸施設を整備するもので、大阪府と関西の主要民間企業の出資による大阪府都市開発株式会社が行、市中銀行よりの借入金であります。

また新大阪繊維センターは、梅田地区の市街地改造を契機に、同地区の繊維卸商が組合を結成し、防災街区造成事業として新大阪駅前共同ビルを建設したもので、事業費は補償金等の自己資金と防災街区事業補助金のはかは、六五％が市中銀行よりの借入金であります。これらは民間事業ではあります。公共事業と不可分の関係で、公

共施設の整備計画に合せて事業計画を立ててお
りますので、道路、上下水道等の整備のおくれに
よって生ずる金利負担と予定収入の遅延は事業主
体にとって大きな打撃となるのであります。民間
によるこのような事業の推進をはかるためには、
長期低利の資金融資とともに、その基盤となる公
共事業の計画的実施が不可欠の前提要件であるこ
とをあらためて痛感したのであります。

以上、報告を終わります。

○委員長(大和与一君) 以上で派遣委員の報告を
終わります。

官房長にお願いしますが、委員からの御要望も
あるのですが、本国会に提出される法律、検討中
のものを含めて、なるべく早く資料を各委員のお
手元に届けていただきたいのです。——承知をさ
れました。

本日は、これにて散会します。

午前十時五十一分散会

二月二十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、防火建築推進のため建築基準法の抜本的改
正に関する請願(第一八三号)(第一九四号)

第一八三号 昭和四十五年二月七日受理

防火建築推進のため建築基準法の抜本的改正に關
する請願

請願者 東京都新宿区弘方町二五全国防火
建築推進協議会内 杉山三郎

紹介議員 上田 稔君

防火建築推進のため、建築基準法における建築物
の設計構造上の防火対策措置を根本的に改正され
たい。特に、特種建築物の共同住宅、ホテル、旅
館、病院等は、建築物の外壁を防火構造にするの
みならず、内装については、可燃材の使用に厳重
なる制限を確立するよう抜本的な改正を要望す
る。

理由

昨今の火災発生の原因は、建築物の構造上の不備

あるいは管理上の不注意等に起因するものが少な
くないが、建築構造に用いられる内外表面仕上
りにおける可燃性新建材が、引火と発煙の発生を
急にし、有毒ガスを生じ、死亡原因となることが
多い。このことは、人命尊重上重視せねばなら
ず、また、財産を灰じんに帰すとき痛こんにた
えないことにもなる。(資料添付)

第一九四号 昭和四十五年二月七日受理

防火建築推進のため建築基準法の抜本的改正に關
する請願

請願者 東京都新宿区弘方町二五全国防火
建築推進協議会内 寺山三郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、河川法施行法の一部を改正する法律案

河川法施行法の一部を改正する法律案

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第五十条「昭和四十五年三月三十一日」の下に
「から起算して五年を下らない範囲内において政
令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、
ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工
事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する
年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行
する。

2 昭和四十四年度以前年度の予算に係る一級
河川の改良工事のうち、ダムに関する工事及び
この法律による改正後の河川法施行法第五条の
政令で定める大規模な工事以外の工事で、その
工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金

額が昭和四十五年度以降に繰り越されたものに
要する費用についての国及び都道府県の負担割
合は、なお従前の例による。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十一条」に、「第
五十五条」第五十九条の四を「第五十二条」第
六十条に、「第六十条」第六十七條の二を「第
六十一条」第六十七條の二に改める。

第二条第三号中「消火」の下に「排煙」を加
え、同条第九号中「石綿板」を「石綿スレート」
に、「不燃性の建築材料」を「建築材料で政令で定
める不燃性を有するもの」に改め、同条第二十
号を次のように改める。

二十一 第一種住居専用地域、第二種住居専用
地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、
準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別
用途地区、高度地区、高度利用地区、特定街
区、防火地域、準防火地域又は美観地区。そ
れぞれ、都市計画法第八條第一項第一号から
第六号までに掲げる第一種住居専用地域、第
二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地
域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業
専用地域、特別用途地区、高度地区、高度利
用地区、特定街区、防火地域、準防火地域又
は美観地区をいう。

第二条第二十二号ただし書中「第九十七條の二
第一項の指定都市」を「第九十七條の二第一項の
市町村」に、「同条第三項又は第九十七條の三第
三項の規定により指定都市又は特別区の長が行な
う」を「同条第四項の規定により当該市町村の長
が行なう」となる事務又は第九十七條の三第三

項の規定により特別区の長が行なう」に、「当該
指定都市」を「当該市町村」に、「指定都市」を
「当該市町村」に、「行わない」を「行わない」
に改める。

第三条第三項第一号中「基く」を「基づく」に
改め、同項第二号を次のように改める。

二 第一種住居専用地域、第二種住居専用
地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業
地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防
火地域若しくは準防火地域に関する都市計画
の決定又は変更により、第四十八條第一項か
ら第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條
第一項若しくは第二項、第五十四條第一項、第
五十六條第一項、第六十一條若しくは第六十
二條に規定する建築物、建築物の敷地若しく
は建築物若しくはその敷地の部分に関する制
限又は第四十九條若しくは第五十條の規定に
基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地
若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関
する制限に変更があつた場合における当該変
更後の制限に相当する従前の制限に違反して
いる建築物、建築物の敷地又は建築物若しく
はその敷地の部分

第三条第三項第三号及び第五号中「基く」を「基
づく」に改める。

第四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中
「第一項」の下に、「第二項」を加え、同項を同条
第六項とし、同条第四項中、「第一項」の下に「又
は第二項」を加え、「以下」を「第九十七條の二
を除き、以下」に改め、同項を同条第五項とし、
同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条
第三項とし、同条第一項中「市町村」の下に「(前
項の市を除く)」を加え、同項を同条第二項とし、
同条に第一項として次の一項を加える。

政令で指定する人口二十五万以上の市は、そ
の長の指揮監督の下に、第六條第一項の規定に
よる確認に関する事務をつかさどらせるため
に、建築主事を置かなければならない。
第九条に次の三項を加える。

12 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従ひ、みづから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

13 特定行政庁は、第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が第十項の規定による命令をした場合を含む）においては、標識の設置その他建設省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第九条の次に次の二条を加える。

（建築監視員）

第九条の二 特定行政庁は、政令で定めるところにより、当該市町村又は都道府県の吏員のうちから建築監視員を命じ、前条第七項及び第十項に規定する特定行政庁の権限を行なわせることができる。

（違反建築物の設計者等に対する措置）

第九条の三 特定行政庁は、第九条第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が同条第十項の規定による命令をした場合を含む）においては、建設省令で定めるところにより、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他建設省

令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の定めるところによりこれらの方を監督する建設大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による免許又は登録の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした特定行政庁に通知しなければならない。

第十条第二項中「前条」を「第九条」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十四項」に改める。

第十二条第一項中、「又は建築士に調査させて」を「建築士又は建設大臣が定める資格を有する者に調査させて、」に改め、同条第二項中「建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受けた」を「建築士又は建設大臣が定める資格を有する者の検査を受け、その結果を特定行政庁に報告し」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「又は建築主事」を「建築主事又は建築監視員」に改め、同条第四項中「又は特定行政庁」を「若しくは特定行政庁」に、「吏員は、」を「吏員が」に、「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十三項」に、「又は前条第一項」を「若しくは前条第一項」に、「又は命令をしようとする場合」を「命令若しくは公示をしようとする場合又は建築監視員が第九条第十項の規定による命令をしようとする場合」に、「又は試験する」を「若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、建築物の設計者、工事監理者若しくは建築物に関する工事の施工者に対し必要な事項について質問する」に改める。

第十三条中「又は特定行政庁」を「建築監視員若しくは特定行政庁」に、「吏員は、」を「吏員が」に改める。

に、「又は建築工事に立ち入る場合」を「若しくは建築工事に立ち入る場合又は建築監視員が第九条の二（第九十条第三項において準用する場合を含む）の規定による権限を行使する場合」に改める。

第十六条中「第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く同条同項の指定都市の長を含む」を削る。

第十八条第一項中、「第九条及び第十条」を「及び第九条から第十条まで」に改める。

第二十八条第一項中「居室には」を「住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室には」に、「学校、病院、診療所、寄宿舎又は下宿」を「その他の建築物」に改め、その他の建築物にあつては十分の一以上を削り、同項ただし書中「映画館の客席、」を削り、「行方」を「行方」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「適当な換気装置があつて衛生上支障がない」を「政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 別表第一（欄）に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの（政令で定めるものを除く。）には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。
（長屋又は共同住宅の各戸の界壁）
第三十条の二 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、政令で定める技術的基準に従つて、遮音上有効な構造とななければならない。

第三十四条の次に次の一項を加える。
2 高さ三十一メートルをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には、非常用の昇降機を設けなければならない。

第三十五条中「第二十八条第一項ただし書に規定する居室」を「政令で定める窓その他の開口部を有しない居室」に改め、「消火設備の下に」、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口を加える。

第三十五条の二 高さ三十一メートルをこえる建築物又は第二十八条第一項ただし書に規定する居室を、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延べ面積が千平方メートルをこえる建築物又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものに改める。

第三十五条の三 第二十八条第一項ただし書に規定する居室で同項本文の規定に適合しないものを「政令で定める窓その他の開口部を有しない居室」に改める。

第三十七条中「及び主要構造部」を「主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分」に改め、「日本工業規格」の下に「又は日本農林規格」を加える。

第四十二条第一項第五号中「道」を「政令で定める基準に適合する道」に改める。

第四十三条第二項中「第三十五条に規定する建築物又は自動車庫若しくは自動車修理工場」を「特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物」に、「因り」を「より」に改める。

第四十八条を次のように改める。
（用途地域）
第四十八条 第一種住居専用地域内においては、別表第二（二）に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種住居専用地域内においては、別表第二

(例)に掲げる建築物は、建築してはならない。
ただし、特定行政庁が中高層住宅に係る良好な
住居の環境を害するおそれがないと認め、又は
公益上やむを得ないと認めて許可した場合にお
いては、この限りでない。

3 住居地域内においては、別表第二(例)に掲
げる建築物は、建築してはならない。ただし、
特定行政庁が住居の環境を害するおそれがない
と認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可
した場合においては、この限りでない。

4 近隣商業地域内においては、別表第二(例)に
掲げる建築物は、建築してはならない。ただ
し、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する
日用品の供給を行なうことを主たる内容とする
商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境
を害するおそれがないと認め、又は公益上やむ
を得ないと認めて許可した場合においては、こ
の限りでない。

5 商業地域内においては、別表第二(例)に掲
げる建築物は、建築してはならない。ただし、特
定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認
め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した
場合においては、この限りでない。

6 準工業地域内においては、別表第二(例)に掲
げる建築物は、建築してはならない。ただし、
特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度
若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は
公益上やむを得ないと認めて許可した場合にお
いては、この限りでない。

7 工業地域内においては、別表第二(例)に掲
げる建築物は、建築してはならない。ただし、特
定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認め
て許可した場合においては、この限りでない。

8 工業専用地域内においては、別表第二(例)に
掲げる建築物は、建築してはならない。ただ
し、特定行政庁が工業の利便を害するおそれが
ないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて
許可した場合においては、この限りでない。

9 特定行政庁は、第一項ただし書、第二項た
だし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五
項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書
又は前項ただし書の規定による許可をする場合
においては、あらかじめ、その許可に利害関係
を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行
ない、かつ、建築審査会の同意を得なければな
らない。

10 特定行政庁は、前項の規定による聴聞を行
なう場合においては、その許可しようとする建
築物の建築の計画並びに聴聞の期日及び場所を期
日の三日前までに公告しなければならない。
第四十九条から第五十一条までを削る。

第五十二条第一項中「第四十九条第一項から第
四項まで及び第五十条の規定」を「前条第一項から
第八項まで」に、「除く外」を「除くほか」に改め、
同条第二項中「第四十九条第一項から第四項まで
又は第五十条」を「前条第一項から第八項まで」に
改め、同条を第四十九条とする。

第五十三条中「住居地域」を「第一種住居専用
地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地
域に、若しくは工業地域を、工業地域若しくは
工業専用地域」に改め、「第五十五条第一項に
おいて及び」「住居専用地区若しくは工業専用地区」
を削り、同条を第五十条とし、第五十四条を
第五十一条とする。

第三章第四節中第五十五条の前に次の三条を加
える。
(延べ面積の敷地面積に対する割合)
第五十二条 建築物の延べ面積(同一敷地内に二
以上の建築物がある場合においては、その延べ
面積の合計。以下この節において同じ。)の敷地
面積に対する割合は、次の各号に掲げる区分に
従い、当該各号に掲げる数値以下であり、か
つ、当該建築物の前面道路(前面道路が二以上
あるときは、その幅員の最大のものを。以下この
項において同じ。)が十二メートル未満である場
合においては、当該前面道路の幅員のメートル

の数値に十分の六を乗じたもの以下でなければ
ならない。

一 第一種住居専用地域内の建築物 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は
十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定めら
れたもの

二 第二種住居専用地域、住居地域、
近隣商業地域、準工業地域、工業
地域又は工業専用地域内の建築物 十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に關
する都市計画において定められたもの

三 商業地域内の建築物 十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の
八十、十分の九十又は十分の百のうち当該地域に関する都市
計画において定められたもの

四 用途地域の指定のない区域内の
建築物 十分の四十

2 建築物の敷地が都市計画において定められた
計画道路(第四十二条第一項第四号に該当する
ものを除くものとし、以下この項において「計
画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内
に計画道路がある場合において、特定行政庁が
交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない
と認めて許可した建築物については、当該計画
道路を前項の前面道路とみなして、同項の規定
を適用するものとする。この場合において、同
項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画
道路(第四十二条第一項第四号に該当するもの
を除く。)に係る部分を除いた部分の面積」とす
る。

3 次の各号の一に該当する建築物で、特定行政
庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が
ないと認めて許可したものの延べ面積の敷地面
積に対する割合は、第一項の規定にかかわらず
ず、その許可の範囲内において、同項の規定に
よる限度をこえるものとすることができ、
一 第一種住居専用地域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域
に関する都市計画において定められたもの

二 第二種住居専用地域、住居地域、
準工業地域、工業地域又は工業専
用地域内の建築物 十分の六

4 第四十四条第二項の規定は、前三項の規定に
よる許可をする場合に準用する。
(建築面積の敷地面積に対する割合)
第五十三条 建築物の建築面積(同一敷地内に二
以上の建築物がある場合においては、その建築
面積の合計。第五十九条第一項を除き、以下こ
の節において同じ。)の敷地面積に対する割合
は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に
掲げる数値をこえてはならない。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに
類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面
積に対する割合が著しく大きい場合における
その敷地内の建築物

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路そ
の他の空地を有する建築物

三 その敷地内に政令で定める空地を有し、か
つ、その敷地面積が政令で定める規模以上で
ある建築物

三 近隣商業地域又は商業地域内の 十分の八 建築物
四 用途地域の指定のない区域内の 十分の七 建築物

2 前項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては同項各号に掲げる数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に掲げる数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に掲げる数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に掲げる数値とする。

一 近隣商業地域及び商業地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物
二 街区のどこにある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。
一 近隣商業地域及び商業地域内、かつ、防火地域内にある耐火建築物
二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

三 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの
四 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地は、すべて防火地域内にあるものとみなして、第二項又は前項第一号の規定を適用する。

(第一種住居専用地域内における外壁の後退距離)
第五十四条 第一種住居専用地域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下この条及び第八十六条第四項において「外壁の後退距離」という。)は、当該地域に関する都市計画において外壁の後退

距離の限度が定められた場合においては、政令で定める場合を除き、当該限度以上でなければならない。

2 前項の都市計画において外壁の後退距離の限度を定める場合においては、その限度は、一・五メートル又は一メートルとする。

第五十五条 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートルをこえてはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。
一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの
二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの
三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

2 第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

(建築物の各部分の高さ)
第五十六条 建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるものの以下としなければならない。
一 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、

イ、ロ又はハに掲げる数値を乗じて得たもの
イ 第一種住居専用地域、第二一・二五種住居専用地域又は住居地域内の建築物
ロ 近隣商業地域、商業地域、一・五準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物
ハ 用途地域の指定のない区域 一・五内の建築物

二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ、ロ又はハに掲げる数値を乗じて得たものに、イに掲げる建築物にあつては二十メートルを、ロ又はハに掲げる建築物にあつては三十一メートルを加えたもの
イ 第二種住居専用地域又は住居地域内の建築物 一・二五
ロ 近隣商業地域、商業地域、二・五準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物

ハ 用途地域の指定のない区域 二・五内の建築物
三 第一種住居専用地域内又は第二種住居専用地域内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方の水平距離に一・二五を乗じて得たものに、第一種住居専用地域内の建築物にあつては五メートルを、第二種住居専用地域内の建築物にあつては十メートルを加えたもの

建築物の敷地が二以上の道路に接し、又は公園、広場、川若しくは海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する道路若しくは隣地との高低の差が著しい場合その他特別の事情がある場合における前項の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

3 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの、その各部分の高さは、前二項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度をこえるものとする。ことができる。

4 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十七条及び第五十八条を削り、第五十八条の二第二項中「前条」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第五十七条とし、第五十九条を第五十八条とする。

第五十九条の二を削り、第五十九条の三第二項中「第五十八条第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第五十七条第三項」を「第四十四条第二項」に改め、同条を第五十九条とする。

第六十条を削り、第三章第四節中第五十九条の四を第六十条とする。

第七十九条第二項を次のように改める。
2 委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に關しうぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者のうちから、市町村長又は都道府県知事が任命する。

第八十五条第二項中、「第三十五条」を、「第三十四条第二項、第三十五条」に、「及び第三十五条」を、「第三十四条第二項及び第三十五条」に改め、同条第四項中「六月以内」を「一年以内」に改め、「第三十一条」の下に、「第三十四条第二項」を加える。
第八十六条の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第二項中「第五十六条、第五十八条、第五十九条の二第一項から第五項まで、第五十九条の三第一項、第五十九条の四第一項」を「第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條第一項、第五十六條第一項から第三項まで、第五十九條第一項、第六十条第一項」に改め、同条第二項中「第五十九條の三第一項」を

別表第二(四)項を同表(六)項とし、同表(四)項第一号中「(四)項」を「(六)項」に改め、同項を同表(四)項とし、同項の前に次のように加える。

(六)	(四)
近隣商業地域内に建築してはならない建築物	一 (四)項に掲げるもの 二 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 三 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 四 個室付浴場業に係る公衆浴場

別表第二(二)項第一号中「(四)項及び(五)項」を「(六)項」に改め、同項第三号(中)「印刷、」を削り、同号(中)の次に次のように加える。

- (四) 合成樹脂の射出成形加工
 - (五) 出力の合計が十キロワットをこえる原動機を使用する金属の切削
 - (六) 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業
 - (七) 原動機を使用する印刷
- 別表第二(二)項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「(四)項」を「(六)項」に改め、同項を同表(六)項とし、同項の前に次のように加える。

(六)	(二)
第一種住居専用地域内に建築することができる建築物	一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校(大学、高等専門学校及び各種学校を除く)、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 養老院、託児所その他これらに類するもの 七 公衆浴場(風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第四条の四第一項の個室付浴場業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。) 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)
第二種住居専用地域内に建築してはならない建築物	一 (四)項第四号から第六号まで及び(四)項第二号から第四号までに掲げるもの 二 工場(政令で定めるものを除く。) 三 ボーリング場、スケート場又は水泳場 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 五 ホテル又は旅館 六 自動車教習所 七 政令で定める規模の畜舎

別表第二に次のように加える。

(二)	(六)
工業地域内に建築してはならない建築物	工業専用地域内に建築してはならない建築物
一 ホテル又は旅館 二 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場 四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 五 学校 六 病院	一 (二)項に掲げるもの 二 住宅 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 物品販売業を営む店舗又は飲食店 五 図書館、博物館その他これらに類するもの 六 ボーリング場、スケート場又は水泳場 七 まあじやん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの

別表第三、別表第四及び別表第五を削る。

附則

- この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (検討)
- 政府は、建築基準法の規定による工事の施工の停止命令等の履行を確保するための措置について検討を加えるものとする。
- (地方自治法の一部改正)
- 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百五十二条の十九第一項第十六号を削る。
(屋外広告物法の一部改正)
- 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「住居専用地域」を「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域」に改める。
- (港湾法の一部改正)
- 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第五十八条第一項中「第四十九条の規定並びに都市計画法第八号第一項第二号の地域地区に関する都市計画に係る同法の規定及び建築基準法第五十条」を「第四十八条及び第四十九条」に改める。
- (土地収用法の一部改正)
- 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第三十号中「住居地域」を「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域」に改める。
- (土地区画整理法の一部改正)
- 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。
第九十三条第二項中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。
- (駐車場法の一部改正)
- 駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「商業地域(以下「商業地域」という。内)の下に「若しくは同号の近隣商業地域

(以下「近隣商業地域」という。)内を加える。

第二十條第一項中「商業地域内」の下に「若しくは近隣商業地域内」を加え、同条第二項中「若しくは商業地域」の下に「若しくは近隣商業地域」を加え、「及び商業地域」を並びに商業地域及び近隣商業地域に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号中「第八條第一項第二号の工業専用地区」を「第八條第一項第一号の工業専用地区」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

10 新住宅市街地開発法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「住居地域及び商業地域」を「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域及び近隣商業地域又は商業地域」に、「同項第二号の住居専用地区」を「第一種住居専用地区又は第二種住居専用地区」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

11 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第五号中「第八條第一項第二号の工業専用地区」を「第八條第一項第一号の工業専用地区」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

12 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「第四十九條の規定並びに都市計画法第八條第一項第二号の地域地区に関する都市計画に係る同法の規定及び建築基準法第

五十條」を「第四十八條及び第四十九條」に改める。

(都市計画法の一部改正)

13 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地区(以下「用途地域」と総称する。)

二 特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

第八條第二項第一号中「空地地区にあつては建築基準法別表第四(イ)欄の、容積地区にあつては同法別表第五(イ)欄の種別」を削り、同項第二号中ハをホとし、ロをニとし、イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 用途地域 建築基準法第五十二條第一項第一号から第三号までに規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

ロ 第一種住居専用地区 建築基準法第五十三條第一項第一号に規定する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合及び同法第五十四條に規定する外壁の後退距離の限度(同条に規定する外壁の後退距離の限度にあつては、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。)

第九條中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を削り、第七項を第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 工業専用地区は、工業の利便を増進するため定める地域とする。

第九條中第五項及び第六項を削り、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項を第

五とし、同項の前に次の一項を加える。

4 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

第九條中第一項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 第二種住居専用地区は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

第九條に第一項として次の一項を加える。

第一種住居専用地区は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

第十三條第一項第三号中「住居地域」を「第一種住居専用地区、第二種住居専用地区及び住居地域」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

14 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号及び第百三十八條第一項中「第八條第一項第四号」を「第八條第一項第三号」に改める。

(都市計画法等の一部改正に伴う経過措置)

15 この法律の施行の際現に附則第十三項の規定による改正前の都市計画法(以下「改正前の都市計画法」という。)第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている都市計画に係る都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が附則第十三項の規定による改正後の都市計画法(以下「改正後の都市計画法」という。)

第二章の規定により行なう用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

16 改正前の都市計画法の規定による都市計画区域でこの法律の施行の際現に存するものの内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替へる場合を含む。))の規定による告示があつた日。次項において同じ。までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二十一條、第三條第三項第二号、第四十八條から第五十條まで、第五十二條から第五十七條まで、第八十六條(同法第五十二條第一項から第三項まで、第五十三條第一項第一号、第五十四條、第五十五條第一項及び第五十六條第一項から第三項までの規定に限る部分に限る。)、第八十六條の二(同法第四十八條第一項から第八項まで及び第五十二條第一項の規定に関する部分に限る。)、第八十七條(同法第四十八條第一項から第八項までの規定並びに同法第四十九條及び第五十條の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に限る。)、第九十九條第一項(同法第四十八條第一項から第八項まで、第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十五條第一項及び第五十六條第一項の規定に関する部分に限る。)

同法第五十二条及び第五十三条の規定に基づく
条例の規定の準用に関する部分に限る。）、第九
十九条第一項（同法第四十九条第一項から第四
項まで、第五十条、第五十五条第一項、第五十
六条、第五十七条第一項、第五十八条第一項並
びに第五十九条の二第一項及び第四項の規定に
関する部分に限る。）及び第百二条（同法第五
十二条第一項及び第五十三条（同法第八十七条第
二項においてこれらの規定を準用する場合を含
む。）の規定に基づく条例に関する部分に限る。）
の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法
第二章の規定による都市計画において定められ
ている用途地域、住居専用地域若しくは工業専
用地域又は空地地区若しくは容積地区に関して
は、この法律の施行の日から起算して三年を経
過する日までの間は、この法律による改正前の
次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力
を有する。

- 一 屋外広告物法
- 二 港湾法
- 三 土地収用法
- 四 駐車場法
- 五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の
整備に関する法律
- 六 新住宅市街地開発法
- 七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の
整備及び開発に関する法律
- 八 流通業務市街地の整備に関する法律
- 九 都市計画法

18 都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一
号）第七條第一項の規定によりなお従前の例に
よるものとされる住宅地造成事業に関しては、
旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年
法律第百六十号）第八條第一項第二号中「工業地
域」とあるのは、「工業地域又は工業専用地域」
とする。ただし、この法律の施行の際現に改正
前の都市計画法第二章の規定による都市計画に

において定められている工業地域に関しては、前
項に規定する日までの間は、この限りでない。
（罰則に関する経過措置）

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。附則第
十六項に規定する都市計画区域内の建築物、建
築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分
について、同項に規定する日までの間にした行
為に対する同日後における罰則の適用について
も、同様とする。